

◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例が公布され、指定障害児通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を規則で定めることとされたことに伴い、これを定める。

2 規則の概要

- (1) 児童発達支援センターであるものを除き、主として重症心身障害児が通う施設には、看護師を1人以上置くこと、指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする等々の指定児童発達支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (2) 保育士を1人以上置くこと、階段の傾斜を緩やかにすること等の指定医療型児童発達支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (3) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと、指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする等々の指定放課後等デイサービスに係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (4) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと、指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする等々の指定保育所等訪問支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (5) 指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援のうちいずれか2種類以上の事業を一体的に行う多機能型事業所は、一体的に行う事業のうち一の事業の従業者を一体的に行う他の事業の同じ職務に従事させることができること、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の事業所の設備を兼用することができること等の多機能型事業所に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (6) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと、指導訓練室を確保するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること等の基準該当児童発達支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (7) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと、指導訓練室を確保するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること等の基準該当放課後等デイサービスに係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (8) 事業所の従業者の員数が、サービスを利用する障害児を生活介護の利用者とみなして加えた場合において指定障害福祉サービス事業者として必要とされる人数以上であること、サービスの提供の対価の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とすること等の指定生活介護事業者が提供するサービスに係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (9) 指定通所介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること、利用者の保護者から支払を受けるサービスの提供の対価の額は、障害児通所給付費の額とすること等の指定生活介護事業者が提供するサービスに係る従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (10) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと、30人未満の児童が入所する施設であって主として知的障がいのある児童が入所するものにあつては医務室を、30人未満の入所者が入所する施設であつて主として視覚障がいのある児童又は聴覚障がいのある児童が入所するものにあつては医務室及び静養室を設けないことができること等の指定福祉型障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (11) 児童発達支援管理責任者を1人以上置くこと等の指定医療型障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (12) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。